

公売公告兼見積価額の公告

8重税管第26号
令和8年7月16日

高知市長 桑 名 龍 吾

下記のとおり差押財産の公売をしますので、国税徴収法第95条及び第99条の規定により公告します。

記

公売財産の種類		不動産
公売財産、公売保証金及び見積価額		別紙のとおり
公売方法		期間入札
公売保証金納付期限		令和8年7月31日 16時30分
入札期間		令和8年7月27日 9時00分から令和8年7月31日 16時30分まで
公売場所		高知市役所税務管理課
開札日時及び場所		令和8年8月3日 14時00分 高知市役所本庁舎2階221会議室
最高価申込者決定日時及び場所		令和8年8月3日 14時00分 高知市役所本庁舎2階221会議室
売却決定日時及び場所		令和8年8月24日 11時00分 高知市役所税務管理課
代金納付期限		令和8年8月24日 14時00分
		(ただし、地方税法第19条の7第1項ただし書その他の法律の規定に基づき滞納処分の実行停止があった場合を除く)
その他の	1	この公売公告に違反した者、国税徴収法第92条に規定する者、又は第108条第1項の規定に該当する者は、公売財産を買い受けること及び入札に参加することはできません。
	2	入札者に国税徴収法第108条第1項各号及び同条第5項に該当する事実があった場合は、最高価申込者等の決定を取り消します。
	3	公売保証金の提供及び買受代金の納付は執行機関が指定する金融機関への振込に限ります。
	4	公売保証金の提供を要する公売財産についての入札は、その提供後でなければなりません。
	5	所定の入札書により入札してください。入札価額を訂正したものは無効として取り扱います。なお、一度提出した入札書の引換、変更又は取消しはできません。
	6	見積価額以上の入札者のうち、最高価額の者を最高価申込者とし、最高価申込者に対して売却決定を行います。なお、売却決定金額は入札価額となります。
	7	最高価申込者となるべき者が二人以上あるときは、開札場所において、開札後直ちに追加入札を実施します。
	8	追加入札後も最高価額の入札者が複数あるときは、くじにより最高価申込者を決定します。
	9	最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額(見積価額以上で、かつ、最高価入札価額から公売保証金の額を控除した金額以上のもの)による入札者に対し、次順位買受申込者制度の適用があります(国税徴収法第104条の2)。なお、次順位による買受申込みの催告は、開札の場所において最高価申込者の決定後直ちに行います。
	10	公売財産に係る徴収金の完納の事実が、買受代金の納付前に証明されたとき、又は買受代金納付後であっても取消すべき重大な事由があるときは売却決定を取り消します。
	11	公売財産の取得時期は、買受代金の納付があったときです。なお、許可及び承認を必要とする財産はそれを得たときです。

12	執行機関は買受人に対して公売財産の引渡しを行いません。また、執行機関は公売財産について種類又は品質に関する担保責任等を負いません。土地の境界については、隣接土地所有者との協議を要します。
13	公売財産の権利移転について登記(登録)を要するものは、登録免許税の額に相当する印紙、又は国庫金領収証書(登録免許税法第23条)を、別途交付する「所有権移転登記請求書」とともに上記売却決定の日時までに提出してください。
14	次順位買受申込者制度が適用された財産について、次順位買受申込者に売却決定する場合には、売却決定の日時及び買受代金の納付期限が異なることがあります。
15	本件公売は国税徴収法及び同法施行規則により、暴力団員等に該当しないこと等の陳述をしなければ入札できません。
16	上記売却決定の日時までに、買受人が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合は、売却決定の日時及び売却代金の納付の期限が変更される場合があります。
17	公売公告の内容及び公売財産に関わる図面・地図・写真等は、高知市役所税務管理課で閲覧できます。
18	見積価額に達した入札者がいない場合には、直ちに再度入札を実施することがあります。なお、この場合において、見積価額の変更は行いません。
19	本件は、国税徴収法第89条第3項の規定により一括換価の方法による公売とします。
20	本財産について、適格請求書(インボイス)の交付はありません。

配当を受ける者の権利の申出について

この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権又は留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書により、その内容を高知市長に申し出てください。

なお、債権現在額申立書の用紙は高知市役所税務管理課に用意してあります。

売却区分番号	高知市8-03	見積価額	3,396,000 円
		公売保証金	340,000 円



【財産目録】

物件1

所在：高知市洞ヶ島町

地番：88番

地目：宅地

地積：102.33㎡

物件2

所在：高知市洞ヶ島町 88番地

家屋番号：88番の2

種類：居宅

構造：木造かわらぶき2階建

床面積：1階 50.85㎡

2階 48.66㎡

物件の写真は「公告別紙(写真)」参照。

売却区分番号

高知市8-03

【公法上の規制に関する事項】

- ・区域区分
市街化区域
- ・用途地域
第一種中高層住居専用地域（建蔽率60%、容積率200%）準防火地域。

【対象物件の状況に関する事項】

●土地の状況及び境界について

南側が幅員 6 m 舗装市道に接面するL字型の袋地。本物件は、道路との接面（間口）が 2 m 未満であり、建築基準法第43条 1 項に規定する接道義務を満たしておりません。そのため再建築にあたっては、高知市役所建築指導課との協議が必要です。

本物件は周囲を塀で囲まれておりますが、当該塀の所有権および境界については、確定的な事実を確認できておりません。

そのため、隣地との境界や塀の取り扱いに関する事項は隣接土地所有者との協議を要します。

●建物の状況

築年月日：不詳（鑑定上の推定：平成11年頃）

損傷・摩滅等：概ね経年相応程度と認められるが、多数の散乱物により状態が一部確認不能。

保守管理状態：散乱物が多数存在。

本物件は、建築基準法第 7 条に基づく完了検査を受けておりません。そのため、現状の建物が建築確認申請時の設計図に合致しているか、および建築基準関係規定に適合しているかは不明です。

【対象物件の権利関係】

●占有者等

居住者あり。執行機関は公売財産の引き渡しを行わないため、占有者等に対して明け渡しや動産類の撤去を求める場合は、買受人が行うことになります。

●その他

本件土地には、下記建物の登記が残っています。

- ・所在：高知市洞ヶ島町 88番地
- ・家屋番号：88番
- ・種類：居宅
- ・構造：木造亜鉛メッキ鋼板・瓦葺 2 階建
- ・床面積 1 階44.36㎡
2 階 5.81㎡

現況において建物は滅失しております。落札後の建物滅失登記その他処理については、買受人の負担において行っていただくことになります。

【土壌汚染の有無】

不動産調査報告書では、土壌汚染の存否及びその程度の判定が困難であるため、土壌汚染については不明。なお、執行機関において専門調査は行なっていない。

【アスベストの使用有無】

不動産調査報告書では、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現地調査を行い、アスベスト含有建材が使用されている可能性は低いとしている。なお、執行機関において専門調査は行なっていない。